



第2次佐賀市環境基本計画

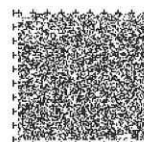
概要版

～ 守り、育み、未来をつくる

トンボ飛び交うまち さが ～



平成 27 年 10 月
佐賀市



■ 計画策定の趣旨

近年、地球温暖化がもたらす異常気象、外来生物の侵入等による生物多様性の危機、東日本大震災発生後のエネルギー問題などを契機に、環境に対する社会の意識が大きく変革しています。

その一方で、環境都市宣言の実施、バイオマス産業都市への選定、東よか干潟のラムサール条約湿地登録など、これからの本市の環境保全を進める上で重要な取り組みも進めてきました。

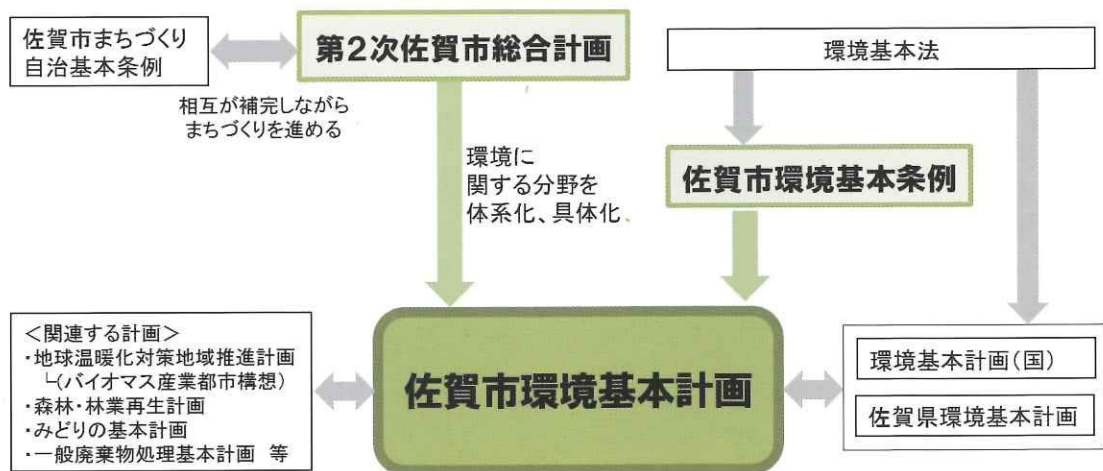
こうした社会情勢の変化に対応した環境保全等の施策を総合的かつ計画的に進めるために、第2次佐賀市環境基本計画（以下、「本計画」という。）を策定します。



■ 計画の位置付け

本計画は、佐賀市環境基本条例第9条に基づく環境の保全等に関する基本的な計画です。

第2次佐賀市総合計画に定められた将来像『豊かな自然とこどもの笑顔が輝くまち さが』を環境の面から実現することをめざしています。



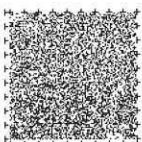
■ 計画期間

本計画の期間は、2015年度から2024年度までの10年間とします。

■ 佐賀市の環境将来像

本市の良好な環境を守り、育み、将来の世代に引き継いでいくためには、市民・事業者・行政が環境面での将来像を共有し、一体となって環境保全をめざした様々な取り組みを行っていくことが大切です。

第2次佐賀市総合計画では、本市の将来像として『豊かな自然とこどもの笑顔が輝くまち さが』を掲げており、これを環境の面から実現するために、本計画における環境将来像を次のとおり定めます。



佐賀市の環境将来像

『 守り、育み、未来をつくる トンボ飛び交うまち さが 』

■ 環境施策の体系

環境将来像『守り、育み、未来をつくる トンボ飛び交うまち さが』を実現するために、次の4つの基本目標を設定します。

なお、4つの目標の全てに関わり、計画推進のための手段となる基本目標横断プロジェクトとして、バイオマス産業都市の構築及び環境教育の推進を位置付けます。

望ましい環境像（環境将来像）

『守り、育み、未来をつくる トンボ飛び交うまち さが』

(実現)

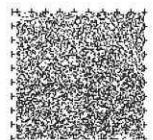
施策の体系

基本目標	施策の方向	基本目標横断プロジェクト
<p>1 地球温暖化を防止するまち（低炭素社会の構築）</p> <p>◆めざす姿(成果目標) 市民や事業者、市民活動団体は、環境・エネルギー問題を意識し、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる。</p>	<p>1-1 地球温暖化防止対策の推進 (1)市民・事業者の地球温暖化防止行動の推進 (2)低炭素型の交通環境整備 (3)低炭素・先進技術の導入</p> <p>1-2 再生可能エネルギーの普及促進 (1)地域への再生可能エネルギーの普及推進</p>	<p>バイオマス産業都市の構築</p> <p>環境教育の推進</p>
<p>2 資源を活かす循環のまち（循環型社会の構築）</p> <p>◆めざす姿(成果目標) 市民や事業者は、リデュースや廃棄物の適切な分別等に取り組み、廃棄物の発生を抑制している。</p>	<p>2-1 3Rの推進 (1)家庭系ごみのリデュースとリユース・リサイクル (2)事業系ごみのリデュースとリユース・リサイクル (3)ごみの減量の啓発推進</p> <p>2-2 ごみの適正処理 (1)効率的な処理施設の運用 (2)収集体制の適正化 (3)民間施設の活用</p>	
<p>3 水とみどりがあふれるまち（自然共生型社会の構築）</p> <p>◆めざす姿(成果目標) 地域の自然・生物多様性を保全し、自然環境と人々の営みや歴史・文化とが調和した都市づくりが行われている。</p>	<p>3-1 清らかな水辺の確保 (1)水辺空間の整備 (2)河川等の機能保全</p> <p>3-2 豊かなみどりの確保 (1)森林の整備と保全 (2)農用地の確保 (3)緑地の創造と保全</p> <p>3-3 生物多様性の保全 (1)希少種等の保全 (2)自然観光資源の保全と活用 (3)ラムサール条約登録湿地「東よか干潟」の保全とワイズユース</p> <p>3-4 自然環境と調和した都市づくり (1)みどりや水と共存する都市景観の形成 (2)歴史や文化に根ざした環境の保全</p>	
<p>4 安全で快適な生活環境のまち（生活環境の向上）</p> <p>◆めざす姿(成果目標) 市民一人ひとりが、生活環境の向上に取り組み、安全で快適な生活を営んでいる。</p>	<p>4-1 身近な生活環境の保全 (1)生活に密着した環境問題の改善 (2)市民清掃活動の推進と支援 (3)安全な水道水の安定供給</p> <p>4-2 生活排水の対策 (1)下水等の処理 (2)し尿等の処理</p> <p>4-3 地域環境の保全 (1)監視測定の実施 (2)公害等の発生の防止対策 (3)化学物質への対策</p>	

(手段)

バイオマス産業都市の構築

環境教育の推進

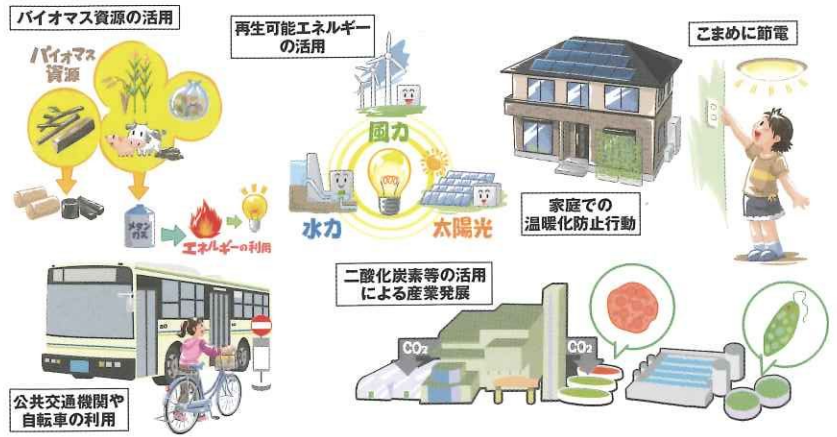


環境施策の展開

【基本目標1】

地球温暖化を防止するまち

市民や地域の団体、事業者等に対して、省エネルギーなどの環境負荷を減らすことができる取り組みを積極的に推進し、地球温暖化防止への貢献をめざします。また、本市の特性に適した再生可能エネルギーの普及に努め、低炭素社会の構築を推進します。



環境項目	施策の方向	具体的な取組施策
1-1. 地球温暖化防止対策の推進	(1) 市民・事業者の地球温暖化防止行動の推進	①市民・事業者の環境配慮行動の啓発 ②環境マネジメントシステム等の普及促進 ③地産地消の推進 ④市役所自身の地球温暖化防止率先行動の推進
	(2) 低炭素型の交通環境整備	①公共交通機関の利用促進 ②自転車利用の促進 ③自動車利用時の環境負荷低減 ④快適で安全な交通環境の整備
	(3) 低炭素・先進技術の導入	①二酸化炭素の分離・回収技術の導入
1-2. 再生可能エネルギーの普及促進	(1) 地域への再生可能エネルギーの普及推進	①再生可能エネルギーの普及推進 ②市役所自身の再生可能エネルギーの活用 ③廃食用油の新たな利用方法等の検討

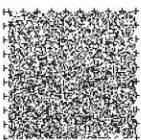
【基本目標2】

資源を活かす循環のまち

特にリデュースとリユースを積極的に推進し、市民や事業者が3Rに取り組みやすい仕組みや環境づくりを行います。また、環境に配慮した、安全で効率的なごみ処理施設の維持管理を行うとともに、廃棄物のリサイクルを推進します。



環境項目	施策の方向	具体的な取組施策
2-1. 3Rの推進啓発	(1) 家庭系ごみのリデュースとリユース・リサイクル	①家庭系ごみのリデュースの推進 ②家庭系ごみのリユースの推進 ③家庭系ごみのリサイクルの推進
	(2) 事業系ごみのリデュースとリユース・リサイクル	①事業系ごみのリデュース・リユースの推進 ②事業系ごみのリサイクルの推進
	(3) ごみの減量の啓発推進	①ごみの排出等に関する市民の意識啓発 ②ごみの排出等に関する事業者の意識啓発 ③ごみ減量に関する学習の場の整備 ④市役所自身のごみ減量行動の推進
2-2. ごみの適正処理	(1) 効率的な処理施設の運用	①可燃ごみ搬入時の検査及び指導 ②処理施設の適正な維持管理 ③最終処分場の維持管理と改修整備
	(2) 収集体制の適正化	①ごみステーションの適正管理 ②ごみの収集運搬 ③資源物持ち去り行為防止対策 ④ごみ分別方法の統一化等の見直し
	(3) 民間施設の活用	①民間のごみ処理施設でのリサイクルの推進



【基本目標3】

水とみどりがあふれるまち

自然と調和した都市をめざして、水辺環境や豊かなみどりが身近に感じられる自然空間の保全と創出を図るとともに、本市の豊かで多様な自然環境が育んだ生物多様性や歴史・文化等を守り、継承します。



環境項目	施策の方向	具体的な取組施策
3-1. 清らかな水 水辺の確保	(1)水辺空間の整備	①親水空間の創出 ②多自然型護岸の整備
	(2)河川等の機能保全	①河川、水路等の機能の保全 ②地域が一体となった農村環境整備 ③特定外来生物（水草）の除去による水路の機能保全 ④市民主体による河川・水路の清掃
3-2. 豊かなみど りの確保	(1)森林の整備と保全	①市有林・公団分収林の育成 ②森林整備地域活動の支援 ③地元産材の活用促進 ④森林の持つ役割の啓発 ⑤間伐材を使用したコピー用紙等の導入
	(2)農用地の確保	①農用地の保全 ②環境にやさしい農業の推進
	(3)緑地の創造と保全	①市民・事業者の緑化活動の支援 ②市民ニーズを反映した公園整備 ③公共地（公共施設、街路等）の緑化の推進 ④グリーンツーリズムの推進
3-3. 生物多様性 の保全	(1)希少種等の保全	①生物環境への影響に配慮した公共工事の調整 ②生態系が豊かな自然環境の保全 ③外来生物への対策
	(2)自然観光資源の保全と活用	①北部山麓一帯の活用推進 ②希少生物の保存と観光資源活用 ③河畔林（横堤）の維持管理
	(3)ラムサール条約登録湿地 「東よか干潟」の保全とワイ ズユース	①干潟の保全 ②交流・学習の機会の提供 ③干潟の観光資源としての活用
3-4. 自然環境と 調和した都 市づくり	(1)みどりや水と共存する都市 景観の形成	①都市の風致の維持・保全 ②住民主体の環境保全等のルールづくり ③良好な景観の形成
	(2)歴史や文化に根ざした環境 の保全	①歴史あるみどり空間の保全 ②景観重要建造物等の保存

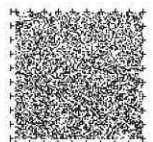
【基本目標4】

安全で快適な生活環境のまち

市民の健康で文化的な生活の実現のために、市民生活や事業活動によって発生する環境問題への適切な対応、排水の適正処理等を実施するとともに、安全・安心で衛生的な地域環境の確保をめざします。



環境項目	施策の方向	具体的な取組施策
4-1. 身近な生活 環境の保全	(1)生活に密着した環境問題の 改善	①ペット類の適正飼育の促進 ②衛生害虫駆除の推進 ③家庭ごみ等の野外焼却の禁止 ④身近な生活環境の改善 ⑤空き家等の適正管理 ⑥不法投棄の防止対策
	(2)市民清掃活動の推進と支援	①清掃活動の推進 ②清掃ボランティアの支援
	(3)安全な水道水の安定供給	①安全でおいしい水の確保 ②水道フェアの開催等による啓発 ③水道水の水質検査の実施
4-2. 生活排水の 対策	(1)下水等の処理	①公共下水道への接続率向上と適正管理 ②農業集落排水の適正管理 ③市営浄化槽の設置と適正管理
	(2)し尿等の処理	①し尿・浄化槽汚泥の適正な収集と処理
4-3. 地域環境の 保全	(1)監視測定の実施	①監視測定の実施
	(2)公害等の発生の防止対策	①事業所への環境保全関連の指導 ②水質汚染への対応 ③家畜排せつ物法に基づく適正管理の指導 ④麦わら・稲わらのすき込み利用等によるわら焼却の抑制
	(3)化学物質への対策	①市の事業における化学物質対策 ②学校における適切な環境の維持及び改善

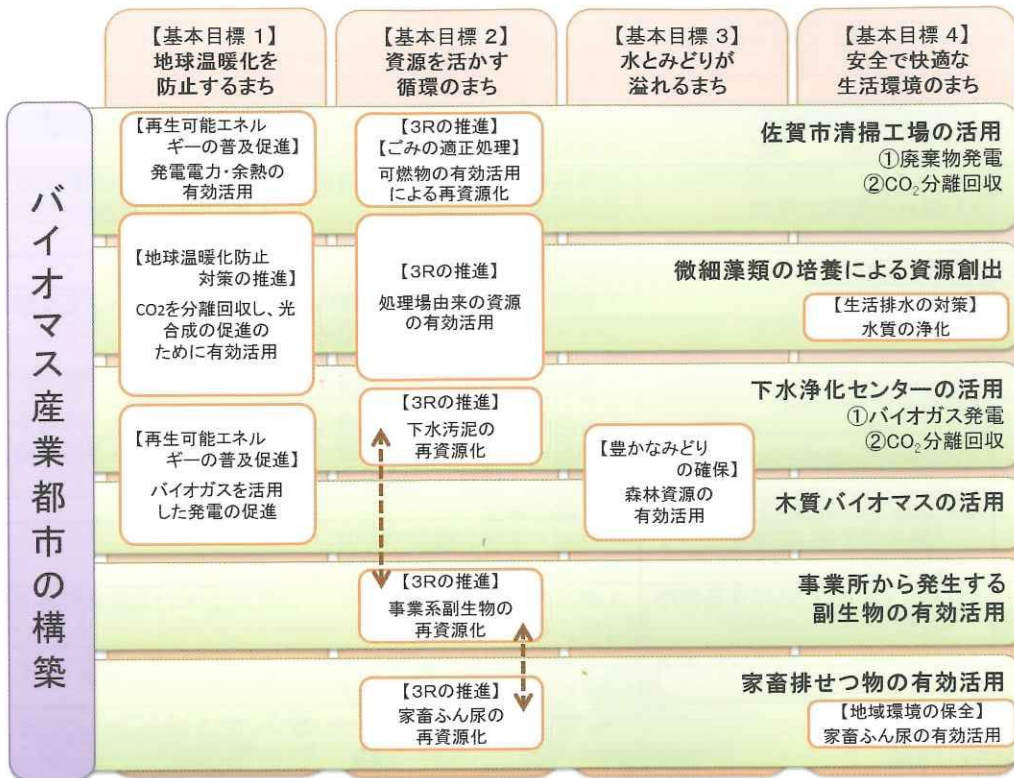


■ 基本目標横断プロジェクト

【基本目標横断プロジェクト1】 バイオマス産業都市の構築

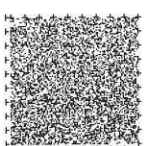
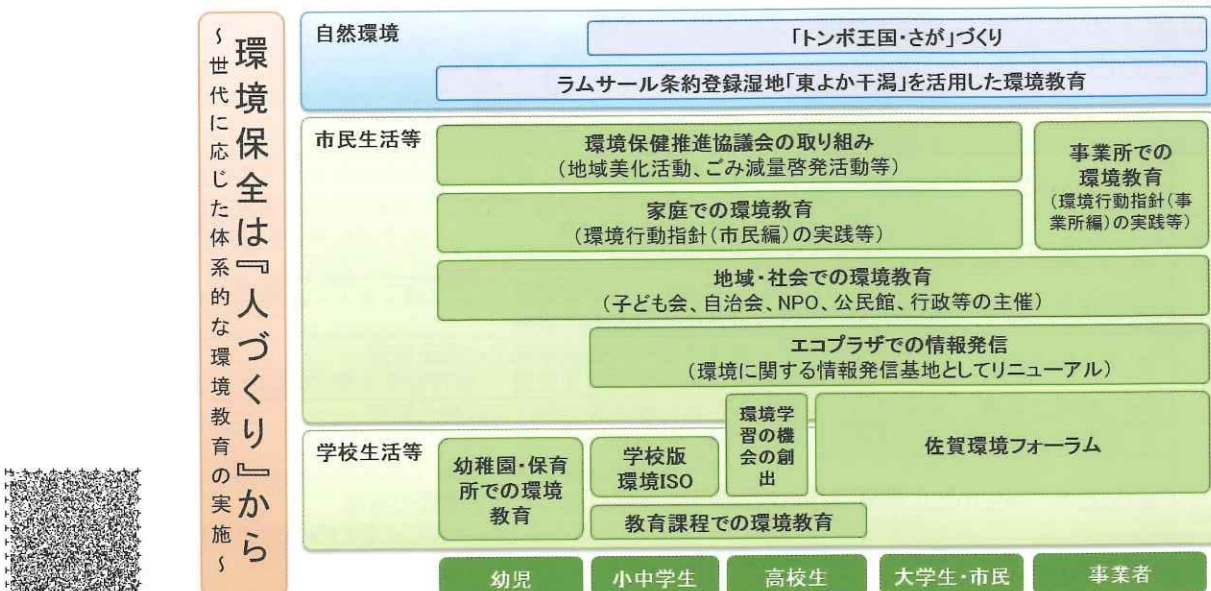
バイオマス産業都市とは、地域のバイオマスの原料生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業の創出と地域循環型エネルギーの強化により、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしいまちづくりをめざす地域のことです。

本市は、2014年11月10日に「バイオマス産業都市」に選定され、『廃棄物であったものがエネルギーや資源として価値を生み出しながら循環するまち』の実現をめざして取り組んでいきます。



【基本目標横断プロジェクト2】 環境教育の推進

市民の環境意識の醸成は、様々な環境施策の推進の原動力となることから、市民のライフステージに合わせて、その時々に必要な知識や経験を培うことができるような環境学習の場を設定します。



■ 成果指標一覧

基本目標	数値目標	2013年度 基準値	2019年度 目標	2024年度 目標
地球温暖化を防止するまち	省エネ等の環境問題を意識し、取り組んでいる市民の割合	78.8 %	82.0 %	85.0 %
	市域内における電力使用量(2013年度比)	100 %	98.2 %	95.6 %
資源を活かす循環のまち	1人1日当たりごみ排出量	1,048 g	1,008 g	964 g
	リサイクル率	17.4 %	19.3 %	20.5 %
水とみどりがあふれるまち	新規で植えた樹木の本数	294 千本	418 千本	518 千本
	市民1人当たりの都市公園面積	7.2 m ²	7.8 m ²	8.3 m ²
	景観賞表彰件数	68 件	92 件	112 件
	屋外広告物許可割合	26.9 %	75.0 %	100 %
安全で快適な生活環境のまち	公害苦情(騒音・振動・悪臭等)件数	208 件	182 件	162 件
	生活環境苦情件数	291 件	258 件	233 件
	鉛給水管更新率	45.0 %	85.4 %	100 %
	下水道接続率	87.3 %	92.2 %	93.4 %

■ 計画の推進体制

本計画の推進のためには、各主体がそれぞれの役割と責任を持って、環境保全のために求められる行動を行うとともに、市民・事業者・行政等が連携し、協働で取り組んでいく体制が必要です。

○市民の役割

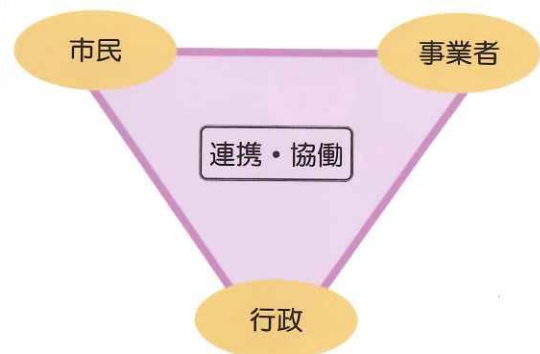
日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する

○事業者の役割

事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する

○行政の役割

環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する

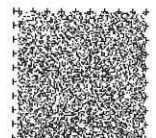


■ 計画の進行管理



本計画の進行管理は PDCA サイクルを活用して行います。基本的な計画推進の流れは「計画(Plan)」⇒「実施と運用(Do)」⇒「点検と評価(Check)」⇒「見直し(Action)」の手順に従うものとします。

本計画に基づく取り組みの実施状況については、毎年度作成している「佐賀市環境報告書(e-ガイド)」等で公表します。



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



第2次佐賀市環境基本計画 概要版

平成 27 年 10 月 策定

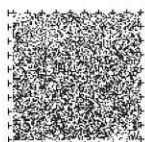
編集・発行 佐賀市環境部環境政策課

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

TEL:0952-40-7201 / FAX:0952-26-5901

E-mail:kankyoseisaku@city.saga.lg.jp

佐賀市ホームページ:<https://www.city.saga.lg.jp>



←視覚に障がいがある方などへの情報提供に役立てられている音声コード

音声コードは、約 1.8cm 角の中に約 800 文字の情報が記憶できるもので、専用の読み上げ装置がコードを音声に変換し、文章内容を読み上げます。左の切りかきは、視覚に障がいがある方などがコードのある場所を認識するためのものです。